

## 強化委員会規程

### (目的)

第1条 強化委員会規程(以下、「本規程」とする)は、財団法人日本ハンドボール協会(以下、「本協会」とする)寄付行為第4条に掲げる事業のうちハンドボール技術の向上やナショナルチームの強化育成などを目的として、強化委員会(以下「本委員会」という)の運営を円滑に行うために必要な事項を定めるものである。

### (事業)

第2条 本委員会の事業の範囲を下記の通りとする。

- (1) ナショナルチームに関する事項
- (2) 競技力向上に関する事項
- (3) その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業

### (会議)

第3条 会議は必要の都度、委員長が召集しその議長となる。

- 2 会議の終了後、議事録を作成し、常務理事会に提出しなければならない。

### (専門部会)

第4条 本委員会は、その事業を円滑に行うために次の専門部会ならびに委員会を設ける。

- (1) 男子強化専門部会
- (2) 女子強化専門部会
- (3) 情報・科学委員会(含む:分析サポートチーム)
- (4) その他、目的達成の為に必要な専門部会

### (会計)

第5条 本委員会は毎年度末に決算を実施し、常務理事会の承認を得なければならない。また、次年度の予算書を作成し、常務理事会に提出しなければならない。

### (期間)

第6条 委員の任期は本協会の役員の任期と同一とする。

- 2 委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(付則) この規程は平成4年7月11日より施行する。

この規程は平成9年11月1日より一部改正する。

この規程は平成16年4月1日より一部改正する。

この規程は平成17年4月1日より一部改正する。